3　判断の基準②については、日射反射率保持率の算出において屋外暴露耐候性試験開始後24ヶ月経過後の測定が必要なことから、平成25年度までは経過措置を設けることとし、この期間においては、当該規定を満たさない場合にあっても特定調達物品等とみなすこととする。

表　近赤外波長域日射反射率

| 明　度　L* 値 | 近赤外波長域日射反射率（%） |
|---|---|
| 40.0以下 | 40.0 |
| 40.0を超え80.0未満 | 明度L*値の値 |
| 80.0以上 | 80.0 |

| | | |
|---|---|---|
| 防水 | 高日射反射率防水 | 【判断の基準】<br>○近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。 |

備考）1　本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。

2　日射反射率の求め方は、ＪＩＳ　K5602に準じる。

| | | |
|---|---|---|
| 舗装材 | 再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成) | 【判断の基準】<br>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用い、焼成されたものであること。<br>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。<br>③土壌の汚染に係る環境基準（平成３年８月23日環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を２㎜以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。<br>【配慮事項】<br>○土壌汚染対策法（平成14年５月29日法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を２㎜以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。<br>別表 |

| 再生材料の原料となるものの分類区分 | 前処理方法 |
|---|---|
| 採石及び窯業廃土 | 前処理方法によらず対象 |
| 無機珪砂（キラ） | |
| 鉄鋼スラグ | |
| 非鉄スラグ | |
| 鋳物砂 | |
| 陶磁器屑 | |
| 石炭灰 | |
| 建材廃材 | |
| 廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く） | |
| 製紙スラッジ | |
| アルミスラッジ | |
| 磨き砂汚泥 | |
| 石材屑 | |
| 都市ごみ焼却灰 | 溶融スラグ化 |
| 下水道汚泥 | 焼却灰化又は溶融スラグ化 |
| 上水道汚泥 | 前処理方法によらず対象 |
| 湖沼等の汚泥 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品） | 【判断の基準】<br>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。<br>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。<br>③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。<br>別表 |

| 再生材料の原料となるものの分類区分 | 前処理方法 |
|---|---|
| 都市ごみ焼却灰 | 溶融スラグ化 |
| 下水道汚泥 | |

備考）　判断の基準③については、ＪＩＳ　A5031（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準による。

| | | |
|---|---|---|
| 園芸資材 | バークたい肥 | 【判断の基準】<br>○以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。<br>・有機物の含有率（乾物）　70%以上<br>・炭素窒素比〔C／N比〕　35以下 |